# 入学料免除・徴収猶予申請 必要書類チェックリスト【日本人大学院生用】

●申請必要書類:以下の表及び次ページ以降に記載する書類

対象者	必要書類	確認
申請者全員	入学料免除・徴収猶予申請 必要書類チェックリスト【日本人大学院生用】 (この書類)	<b>_</b>
	「入学料免除及び徴収猶予願書」(様式1)	$\checkmark$
	「同一生計者全員の住民票」【原本】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	<b>/</b>
	生計維持者の(独立生計者は、本人の(配偶者がいる場合配偶者分含む)) 「前年分源泉徴収票(写)」 *複数の給与収入がある場合、すべての源泉徴収票 又は 「前年分確定申告書控(写)」 *第一表・第二表とも	<b>/</b>
	「独立生計者申告書」(様式7)	$\checkmark$
独立生計申請者	「父母等の扶養から外れていることを証明する書類」 以下のいずれかを提出してください。 ・父母等の前年分確定申告書第一表・第二表 ・父母等の前年分源泉徴収票 ・父母等の前年分所得証明書又は課税証明書 ※上記の証明書類で現在の扶養状況が確認できない場合は、「給与所得者の 扶養控除等異動申告書」又は父母等の勤務先発行の「扶養していない証明 書」をご提出ください。	✓
他大学から奈良 女子大学大学院 への進学者	成績に関する書類【成績証明書・成績通知書】 ※奈良女子大学の学部から博士前期課程、博士前期課程から博士後期課程 への進学の方は不要です。	✓

### ●独立生計者について

以下の要件を満たす日本人の大学院生のみ申請できます。(その他詳細は様式7を参照)

提出前に必要書類が全て整っているか確認し、上記にチェックしたうえでこの用紙も提出してください↑

- ①所得税法上、父母等(配偶者を除く)の扶養家族でない者
- ②父母等と別居している者
- ③健康保険において、本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ④本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行される者

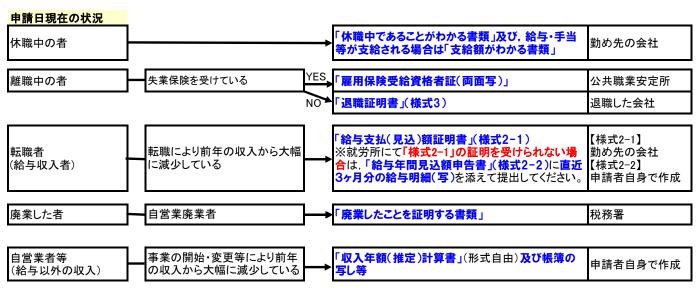
### 必要書類チェックリスト【日本人大学院生用】

- \*生計維持者(原則として父母)について該当する項目の書類をすべて提出してください。
- ・独立生計申請者は、独立生計として申告する現世帯(本人含む)

# ●生計維持者(原則として父母。父母ともいない場合は、変わって生計を維持している主たる人(祖父母等)) (独立生計中等表は、大人及び配理表)



※原則として、上記の書類より前年の所得に基づいて家計基準を判定しますが、以下に該当する場合で、前年の所得と大幅に 変更になる場合は以下の書類についても提出してください。





#### ●該当する世帯のみ提出

障害者手帳の交付を受けた者 障害者手帳(写)」 市役所等 障害者等のいる世帯 介護保険「要介護5級」認定者 要介護・要支援認定通知書(写)」 市役所等 「長期療養費申告書」(様式4)及び以下の証明書類 【様式4】 \* 医師の診断書等病名のわかる書類 申請者自身で作成 \* 介護認定等受けている場合は「要介護・要支援認 【診断書】 6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯 定通知書(写)」 病院等 \* 医療費等の領収書(1年以内のもの) 【認定通知書】 \* その他健康保険等による補填額がわかる書類や介 市役所等 護サービス利用時の自己負担額がわかる書類 ※前年後期の申請時に提出済の領収書については省略可とします。 主たる生計維持者別居に伴う諸経費等の申立書」 (様式5)及び以下の証明書類 <u>主たる生計維持者が</u>単身赴任等で別居中の世帯 \* 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) 申請者自身で作成 ※下宿の兄弟等は該当しません \* 住宅賃料がわかる書類 \*住居費補助がある場合、その金額がわかる書類 「生活保護扶助料受給証明書(写)」及び「保護決定 生活保護費受給世帯 市役所等 (変更)通知書(写)』【最新分】 ●本人又は学資負担者が風水害の被害を受け、経済的理由により納付が困難である以外の理由で申請する場合のみ提出 申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に災害等に罹 「<mark>罹災証明書(写)」</mark>及び「被害総額がわかる書類」 市役所等 災した世帯 ●学資負担者が死亡し、経済的理由により納付が困難である以外の理由で申請する場合のみ提出 申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に学資負担者 死亡診断書(写)」及び退職金·保険金の支払いが 病院等 が死亡した世帯 あればその支払日・金額がわかる書類